徳島県告示第五百三十八号

年十月七日徳島県議会の議決を経た令和七年度徳島県一般会計補正予算(第四号)及び令 和七年度徳島県各種特別会計補正予算の要領を次のとおり公表する。 地方自治法(昭和二十二年法律第六十七号)第二百十九条第二項の規定により、 令和七

令和七年十月二十四日

徳島県知事 後藤田 正

純

センター及び県民センターに備え置いて、 (「次のとおり」は、省略し、その関係書類を徳島県企画総務部財政課、 公衆の縦覧に供する。 県庁ふれあい